

# ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

## 目的

母子家庭または父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）における父母の主体的な職業能力開発の取組を支援し、もって、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。

## 対象者

県内の町にお住まいで次の要件をすべて満たすひとり親家庭の母および父

- 20歳未満の児童を養育している方
- 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- 過去にこの給付金を受給していない方
- 高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）の貸付を受けていない方

## 対象講座

- ① 雇用保険法の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
  - ② 雇用保険法の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座  
（専門資格の取得を目指すものに限る）
  - ③ 雇用保険法の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座  
（専門資格の取得を目指すものに限る）
- ※ ①②③それぞれにおいて、知事が地域の実情に応じて対象とする講座も含む。

## 支給額

※ただし、いずれの場合も12,000円を超えない場合は支給できません。

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合	
一般教育訓練講座	・受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給を受けた後	(60%) — (雇用保険支給割合)	20万円
特定一般教育訓練講座					
専門実践教育訓練講座	・受講修了後 ・受講中	60%		(85%) — (雇用保険支給割合)	(40万円) × (修業年数) ※160万円を超えるときは、160万円
	・修了後に資格習得し1年以内に就職等した場合 (追加給付)	25%	※追加給付の対象にならない場合、60%	(60万円) × (修業年数から既に給付した額を引いた額) ※240万円を超えるときは、240万円	

- 給付金の申請には事前相談が必要です。希望講座の受講が就職に役立つと認められるかなどについて審査したうえで、決定しますので、講座に申込みをする1か月前までを目安に、余裕をもってご相談ください。
- 申請受付は遅くとも受講開始前までで、受講開始後の申請は一切受付できません。